

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和 3 8 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 の表中

5 の 3	市印	(1)	20×20	れい書	1	被保険者証, 資格者証, 負担割合証, 負担限度額認定証, 特定負担限度額認定証, 利用者負担額減額・免除認定証, 利用者負担額減額・免除等認定証, 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証, 訪問介護利用者負担額減額認定証, 障害福祉サービス受給者証, 地域相談支援受給者証, 療養介護医療受給者証, 通所受給者証および肢体不自由児通所医療受給者証用	保健福祉部介護保険課長
-------------	----	-----	-------	-----	---	---	-------------

を

5 の 3	市印	(1)	20×20	れい書	1	被保険者証, 資格者証, 負担割合証, 負担限度額認定証, 特定負担限度額認定証, 利用者負担額減額・免除認定証, 利用者負担額減額・免除等認定証, 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証および訪問介護利用者負担額減額	保健福祉部介護保険課長
-------------	----	-----	-------	-----	---	---	-------------

に

						認定証用	
5 の 4	市印	(1)	20×20	れい書	1	障害福祉サービス受給者証, 地域相談支援受給者証, 療養介護医療受給者証, 通所受給者証および肢体不自由児通所医療受給者証用 (電子公印用)	福祉事務所障がい保健福祉課長

「 5 「 5

改め, 同表整理番号の欄中 の を の に改め, 同表中

4」 5」

5 の 5	市印	(1)	12×12	れい書	1	身体障害者手帳交付事務用	福祉事務所障がい保健福祉課長
-------------	----	-----	-------	-----	---	--------------	----------------

を

5 の 6	市印	(1)	12×12	れい書	1	身体障害者手帳用 (電子公印用)	福祉事務所障がい保健福祉課長
-------------	----	-----	-------	-----	---	------------------	----------------

に,

61 の 4	福祉事務所 所長印	(15) の 3	18×18	てん書	1	身体障害者等に係る補装具, 日常生活用具および諸手当の給付, 障害福祉サービス費および通所費の支給, 療育手帳の交付申請ならびに諸証明事務用	福祉事務所障がい保健福祉課長
--------------	--------------	----------------	-------	-----	---	--	----------------

を

61 の 4	福祉事務所 所長印	(15) の 3	18×18	てん書	1	身体障害者手帳交付, 療育手帳の交付申請および諸証明事務用	福祉事務所障がい保健福祉課長
61 の	福祉事務	(15) の	18×18	てん書	1	身体障害者等に係る補装具, 日常生活用具および諸手当の給付, 障害福祉サービス費, 自立支援医療	福祉事務所障がい

に

5	所長印	3			費および通所費の支給ならびに地域生活支援事業の実施事務用（電子公印用）	保健福祉課長
---	-----	---	--	--	-------------------------------------	--------

「61」 「61」 「61」 「61」 「61」
改め、同表整理番号の欄中 の を の に、 の を の に、 の
5」 6」 6」 7」 7」

「61」 「61」 「61」 「61」 「61」 「61」 「61」
を の に、 の を の に、 の を の に、 の を の に
8」 8」 9」 9」 10」 10」 11」

改める。

附 則

この規則は、令和8年3月2日から施行する。